

令和3年 第1回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和3年 1月28日(木) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第1会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番	山口 裕三	2番	松井 正一郎	3番	松崎 久範
5番	上野 光正	6番	坂元 洋子	7番	幸妻 正浩
会長	坂本 弘志				

農地利用最適化推進委員

1番	橋口 卓史	2番	坂本 実	3番	橋口 昌央
5番	永友 定己	6番	小嶋 秀樹	7番	坂本 幸
8番	宮越 美秋				

4. 欠席委員
なし

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第1号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第4号 非農地証明交付申請の承認について
- 第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
- 第9 議案第6号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
- 第10 議案第7号 令和3年高鍋町農作業料金(参考)の承認について

6. 事務局職員 事務局長 飯干 雄司 事務局長補佐 小澤 宏之
係長 兵藤 衣重 主査 佐野 由美

(開会14時00分)

[事務局]

では、皆さんこんにちは。

【あいさつの声】

定刻より早いですけど、ただいまから、令和3年第1回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

はい。それでは、今年1回目の開催をしたいと思います。

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、5番上野光正委員、6番坂元洋子委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日1月28日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。2ページを御覧ください。

まず、1月の業務報告についてでございます。

8日には、第2地区の非農地判断現地調査に山口委員と坂本幸推進委員、15日には〇〇地区遊休農地対策打ち合わせに幸妻委員と坂本実推進委員が出席しております。

1月の総会関係でございますが、21日に現地調査を行い、本日28日が総会となっております。

続きまして、2月の業務計画でございます。

2月9日には、宮崎県農業会議主催で、農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が行われる予定でしたが、県の緊急事態宣言の延長を受けて、中止が決定いたしました。

主に新任の委員さんを対象に、法律など農地制度の基礎的な内容の研修とする予定となっており、当日の研修会用資料を後日送付するとのことでございます。

届きましたらお配りいたしますので、よろしく申し上げます。

2月の総会関係でございますが、19日に現地調査、26日に総会を行うこととしております。なお、総会に引き続き、第4回高鍋町農業経営改善等対策会議が開催されますので、よろしく申し上げます。

業務報告及び業務計画については、以上でございます。

3ページを御覧ください。

県進達経過報告を申し上げます。

4条1件、5条2件、1月7日付で許可となっております。

4ページを御覧ください。

合意解約届出書については、御覧のとおりです。

本日の議案第5号に関連しております。御確認をお願いします。以上です。

[議長]

ただいまの報告並びに2ページから4ページについて、御意見、御質問はご

ございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第1号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番 令和2年12月23日 貸渡しの申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番 畑 4, 726㎡

2番 令和3年1月12日 売渡しの申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番* 畑 1, 911㎡ ほか1筆

3番 令和3年1月13日 売渡しの申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番 畑 1, 738㎡

以上、この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

1番 貸渡し 申出 担当委員 3番 橋口 昌央 推進委員

順番委員 5番 永友 定己 推進委員

2番につきましては、あっせんの申出のあった農地の所在が2地区にまたがっていますので、それぞれの地区の担当委員2人をあっせん委員に指名いたします。

2番 売渡し 申出 担当委員 2番 坂本 実 推進委員
担当委員 6番 小嶋 秀樹 推進委員

3番 売渡し 申出 担当委員 3番 橋口 昌央 推進委員
順番委員 8番 宮越 美秋 推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、13ページをお開きください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 有償移転

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 394㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

この件につきまして、上野委員お願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。それでは、説明をさせていただきます。まず14ページの地図を見てください。資料を縦にしてみると、黄色いところが申請地になっております。右の上の広いところが〇〇の〇〇で、1番下が〇〇の〇〇。そこの間にあります。

ちょうど道路の角っこですが、現況はこの前調査に行ったときにまだ耕してませんでしたけど、稲を刈った跡がございました。

この道路は大変狭い町道なのですが、大型機械の搬入に支障をきたすような感じなんですけども、今後町道拡張が計画されているようで、杭が既に打ってありました。

売買単価は10a当り〇〇〇〇円ということでございます。

この〇〇〇〇さんは〇〇の在住なんですけども、〇〇、〇〇、〇〇に競売やあっせんによって広く農地を求められております。加工米とか飼料米を植え付けまして、大規模農業を目指しておられるところであります。

10月には隣接3筆を同じく〇〇〇〇さんが購入をされております。

以上説明を終わります。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員6番。

[推進委員6番]

ございません。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。15ページをお開きください。農地法3条調査書を付けております。

農地法3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は、主に〇〇地区において加工米、飼料米を栽培しており、今回の申請は経営規模の拡大であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号6、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。16ページをお開きください。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 336㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は一般個人住宅です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。御説明をいたします。資料の18ページの図面を今度は横に見てください。

図面の右側に南北に通っておるのが〇〇ということで、〇〇の西側の通りです。で、西側通って〇〇に通じておると思います。その途中に〇〇がありますね。〇〇を西側に入ったところが今回の申請地になります。この付近は〇〇地区の区画整理事業により、宅地化が相当進んでおりまして、申請地も三方が住宅に挟まれた地目は水田となっておりますが、現況は休耕地となっております。

資金は土地代が〇〇〇〇円、建築費が〇〇〇〇円で、計〇〇〇〇円となっております。

おりますが、全額銀行からの借り入れ予定で、銀行からの融資内定通知書が添付をされておりました。

隣との境界はブロック塀を設置し、土砂流出を防ぐとともに、汚水処理については下水道に接続をして、雨水については側溝に放流予定となっております。なお、地元の〇〇水利組合というのがありますが、その同意書が添付してあります。

以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画用途区域、第一種低層住居用地域に用途地域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象となります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第4号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

21ページをお開きください。

議案第4号「非農地証明交付申請の承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 425㎡

所有者 ○○○○

非農地の事由は、10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためです。

担当の松井委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。2番。説明します。22ページの地図を見てもらいますと、申請地が10号線を○○方面に南下して、今の○○の入口のちょっと手前に右側に○○という○○がございます。

その南側隣接地に今、これは26ページの図面をちょっと見てもらえば分かるんですが。○○さんの南側に今、平地のところを拡張中で重機が入っておりますが、その上の斜面、ここが申請地になります。

10年以上放棄されておりました、雑木が茂っております、農地として復活はちょっと難しいのではないかと判断いたしました。

以上で説明を終わります。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号8、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 5, 6 3 5 m² ほか1筆
所有権を移転する者 〇〇〇〇
所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員、橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

7 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの無償での所有権の移転です。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの孫と一緒に農業をされております。

〇〇〇〇さんは、〇〇の認定農業者です。主に加工用甘藷を栽培されておられます。

申請地は、〇〇と〇〇との境の交差点を東に 2 0 0 m ぐらいのところに〇〇の〇〇があります。の南側道路を南に向かって 1 0 m くらい行ったところの畑です。

畑はきれいにロータリーがかけてありました。

以上です。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番。説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんにおいては、坂本幸委員が説明いたしましたので、除外させていただきます。

申請地は、〇〇字〇〇****番。県道〇〇号〇〇線沿いで、〇〇坂から〇〇方面に 2 km ほど行きますと、道路西側に高所の〇〇が見えます。その交差点

を東に〇〇の〇〇方面に200mほど進んだ道路北側の地目は畑で、面積は4,032㎡です。

現地を確認したところ、隣接する畑と1枚に整地されており、トラクターにより耕されておりました。

以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 940㎡ ほか1筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの無償の所有権移転です。

申請地は〇〇から南へ30mほど行ったところに申請地がございます。

2筆書いてありますが、現状は1枚になっております。縦長になってあり

ました。きれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんはハウスニラを中心に露地のニラ、早期水稻などを栽培される認定農業者でございます。

この経緯に関しては、長年〇〇〇〇さんが作付されたということもあり、今回地権者の〇〇〇〇さんが無償でということでした承を得ている次第でございます。ですので、対価はございません。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 2, 308㎡ ほか32筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの無償の所有権移転です。

〇〇〇〇さんは孫になります。先ほど〇〇〇〇さんの詳細は説明したので省

かせていただきます。

申請地は32筆ありますので、上の方から大体まとまっていますので、説明して行きたいと思います。

****の*から****の*は、〇〇から南へ50mほど県道を行って、その両サイドに申請地がございます。現状はきれいに耕運されていました。

次に****の*から次のページの30ページの上から4番目までは、〇〇〇〇さん宅の周りがございます。****の*から****と****の*に当たってはハウスが建っていました。

そのほかの****の*、*から、****の*までは、ここも〇〇〇〇さんのハウス周りなんですけども、面積の小さいところもあるんですけども、これはもう高速道路で買収された残りの土地でございます。

後のも残りは現状耕運されて、きれいにされていました。水田として活用されているものと思われます。

それから、****の*、31ページの上から4番目から〇〇って書いてある下の****の*〇〇の。そこまでが〇〇から〇〇方面に200mほど行ったところの県道沿いの右側でございます。ここも水田として活用されているようで、きれいに耕運されていました。

残り後、〇〇の****の*から次のページの〇〇の****の*が、これも〇〇から西の方に20mほど下って、右側に〇〇があるんですけども、そこを200mほど行ったところに全部そこに集中してございます。

現状はここもロータリーがかけられ、きれいに耕運されていました。

対価については祖父と孫という関係なので無償ということです。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

[2番]

はい。

[議長]

2番。

[2番]

ちょっと質問があります。〇〇〇〇さんはおいくつぐらいになられるんですか。

[推進委員8番]

〇〇はなっちょらんですか。

【発言する者あり】

[2番]

この段階で面積が面積だからですよ。一括生前贈与ということですか。

[会長]

贈与です。

[2番]

贈与ですか。分かりました。

[議長]

そのほか何かございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 506 m²

所有権を移転する者 ○○○○

所有権の移転を受ける者 ○○○○

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番。説明いたします。○○○○さんから○○○○さんへの有償の所有権の移転です。○○○○さんは認定農業者で、白菜、キャベツ、お茶、水稻などの栽培をされております。

申請地は、○○地区の○○から北へ200m、そこから西へ100m行ったところの農地で水田であります。

現地を調査したところ、ロータリーがかけてありました。

価格は○○○○円ということです。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

はい。どうぞ、7 番。

[7 番]

価格は○○○○ということですが、10a 当りですか。

[推進委員 5 番]

これ全部です。ね。

[7 番]

はい。分かりました。

ほかにございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました

次に利用権設定です。

次の1番の案件につきましては、利用権の設定を受ける者が山口裕二委員本人である案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、山口裕三委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

山口裕三委員は、退室をお願いします。

【山口裕三委員退室】

では、始めます。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 1, 008㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

7番。

[推進委員7番]

はい。7番。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの新規での利用権の設定です。〇〇〇〇さんは〇〇、水稻、飼料、牧草など生産、栽培され

ておられます。

申請地は〇〇の交差点を〇〇坂の方に300mくらい行ったところに、右側に〇〇の〇〇があります。そこから10mくらい坂を上ると左側に〇〇〇〇さんの牛舎があり、そこから東に20mぐらいのところが〇〇〇〇の自宅になります。その自宅の南側30mぐらいのところに申請地があります。

田んぼですが、現地を確認したところロータリーがかけてありました。

期間は5年で、借地料は年間反当り粃〇〇kgだそうです。今年度令和3年度の支払いは〇〇だということです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

山口裕三委員は、席へお戻りください。

【山口裕三委員入室】

再開します。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 351㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの新規の利用権貸借です。

申請地は〇〇にあります。〇〇の真ん前になります。****番*と***番*は 2 筆になってますけども、現状は 1 枚になっておりました。2 つともきれいにロータリーがかけられて、耕運されておりました。

〇〇〇〇さんはハウス、ズッキーニ、スイートコーン、早期水稲などを栽培される農業従事者でございます。

期間は 10 年で、賃借料は反当り粃で〇〇kg だそうです。以上です。

[議長]

次の 3 番から 11 番までの案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定となっており、利用権の設定を受ける者につきましては、すべて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、利用権設定を受ける者についての説明は省略いたします。

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 833 m² ほかに 1 筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3番。説明します。〇〇〇〇さんから中間管理事業を使つての公社への利用権設定です。

申請地は〇〇****番。近年整備された〇〇と〇〇交差点を結ぶ道路から〇〇方面に入り、南に直線距離100mほどに位置します。833㎡の田んぼです。

続きまして、****番。654㎡の同じく田んぼはそれより更に南に100mほど離れた〇〇の道の〇〇交差点を結ぶ道路沿いにあります。

いずれも耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、プラウがかけてありまして、借地料は10a当り〇〇〇〇円、期間は5年間。

今後、甘藷、水稻、麦と焼酎原料の作付をされるということです。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 2, 501㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番。説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての農業振興公社への利用権設定です。申請地は〇〇****番、2,501㎡の田んぼです。先ほど説明しました〇〇〇〇さんの田んぼの〇〇から南に直線距離100mほどに位置します。****番はほぼ近くの田んぼです。

耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんで、現地を確認したところ、何か刈ってありました。

借地料は10a 当り〇〇〇〇円。期間は5年間。

今後甘藷、水稻、麦等の〇〇等を作付されるということです。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 621㎡ ほかに1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番。説明いたします。〇〇〇〇さんから中間管理事業を使つての公益社団法人農業振興公社への利用権設定です。申請地は〇〇****番*、****番*。いずれも地目は田んぼで、面積は1, 621㎡と1, 044㎡です。近年整備された〇〇と〇〇交差点を結ぶ道路沿いから東に、大きな〇〇がありまして、その先に〇〇という〇〇があります。その方向に進みまして、〇〇に向かった道路の挟んだところですね。2筆は1枚に整備されておりました。

いずれも耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、プラウがかけてありまして、借地料は10a 当り〇〇〇〇円。期間は5年間。

今後、甘藷、水稻、麦と〇〇の作付がされるということです。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 1, 288㎡ ほか1筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番。説明いたします。〇〇〇〇さんから中間管理事業を使つての農業振興公社への利用権設定です。申請地は〇〇****番*、****番*。いずれも地目は田んぼで、面積は1, 288㎡と1, 000㎡です。先ほど説明しました〇〇〇〇さんの申請地の更に南側の。すみません。先ほどの説明したところが逆になっておりました。

〇〇〇〇の西側に位置した2筆は1枚に整備されておりました。

いずれも耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんで、現地を確認したところ、プラウがかけてありました。

借地料は10a当り〇〇〇〇円。期間は5年間。

今後、甘藷、水稻、麦等、〇〇の作付がされるということです。以上です。

[議長]

事務局。

[事務局]

はい。借地料の単価について、ちょっと確認の上、訂正させてください。

[推進委員3番]

すみません。訂正させてください。

[事務局]

お願いします。

[推進委員 3 番]

今の単価は〇〇〇〇円でした。失礼いたしました。

[事務局]

ありがとうございました。

[議長]

はい。7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2, 9 4 7 m² ほかに1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農業振興公社を介して〇〇〇〇との契約です。これまで相対契約で借りていた農地を農地中間管理事業を活用して、農業委員会を通じて貸借契約を結ぶものです。

申請地につきましては、〇〇地区の〇〇から南に約100m行った、十字路を右折していただいて、約200m先の左上に私道みたいにあるんですけど、そこを上った、20mぐらい行ったところの左側です。

現地を確認したところ、耕運はされていきました。それと、3筆ぐらいが1筆にされていたようです。

契約期間は5年間で、10a 当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 961㎡ ほかに1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番。説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権貸借の新規設定です。

申請地は〇〇線沿いに〇〇の〇〇があり、そこを過ぎて右へ曲がり、約1km先の左側に〇〇があります。そこから北西へ150mほどの農地になります。耕作者は〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、2筆が1枚の田でロータリーできれいに整地されていきました。

期間は5年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2,048㎡ ほかに1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番。説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権貸借の新規設定です。

申請地は先ほど述べた〇〇の東隣が****番地*の畑になります。***
*番地*の田は〇〇線沿いに〇〇があり、そこから南東へ150mほどの農地
です。耕作者は〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、2筆ともロータリーできれいに整地されていました。
期間は5年で、10a 当り〇〇〇〇円です。

[議長]

10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 109㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番。説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権貸借の新規設定です。

申請地は先ほど述べた〇〇から南東へ150mほどの田の1枚挟んだ田になります。2筆が1枚の田になっていました。耕作者は〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、2筆が1枚の田でロータリーできれいに整地されて
いました。

期間は5年で、10a 当り〇〇〇〇円です。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 680㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口昌卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番。説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権貸借の新規設定です。

申請地は〇〇線の左側に〇〇があり、そこから南東へ300mほどの農地です。耕作者は〇〇認定農業者の〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、3筆で1枚の田になっていて、少し雑草が枯れた状態でした。

期間は10年で、10a 当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

2番から11番までの案件について、一括して採決したいと思いますが、これに異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、一括して採決することといたします。

2番から11番までの案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号9、議案第6号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。今月は山口委員と坂本幸推進委員の担当地区2地区におきまして、1月8日に現地調査を実施して、非農地と判断いただきました134筆72,750㎡を議案に上げております。

場所は、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇になります。

議案は37ページの1番から5番と38ページ21番。航空写真は49ページになります。

右に見えるのが〇〇、以前〇〇があったところですけど、その南及び西に5筆あります。

左上の21につきましては、〇〇の付近になります。

続きまして、議案は37ページの6番から12番と38ページ14番から20番。航空写真は50ページになります。

先ほど説明いたしました航空写真49ページの西に当たります。

左に見える道路が県道〇〇線、〇〇に上がっていく道路になりますが、その左右の道沿いにそれぞれ1筆ずつあります。

続きまして、議案は38ページ13番と47ページ128番、129番。航空写真は51ページになります。

先ほど、説明いたしました航空写真50ページの南に当たります。

13番は県道と住宅地の間で、129番は住宅地の東側で〇〇の〇〇の〇〇の辺りになります。

128番につきましては、〇〇の住宅地に入ったところになります。

続きまして、議案は38ページ22番から24番。航空写真は52ページになります。

場所は〇〇地区になります。

続きまして、議案は39ページ25番と26番。航空写真は53ページになります。

右上に3つあるのが〇〇で、その南西に小さくて見えませんが、25番に****番*があり、その南西に26番の****番*があります。

続きまして、議案は39ページ27番から34番。航空写真は54ページになります。

〇〇の南側の辺りになります。

続きまして、議案は39ページ35番。航空写真は55ページになります。
先ほどの53ページを更に西に進んだ辺りになります。

続きまして、議案は39ページの36番。航空写真は56ページになります。
上の真ん中辺りに見えるのが、〇〇でそこから南東の方向になります。

続きまして、議案は40ページの37番から39番。航空写真は57ページになります。

先ほどの56ページの南側及び南東になります。

続きまして、議案は40ページ40番から48番、41ページの49番から57番。航空写真は58ページになります。

青で丸で囲ってあります。右にある10のAと書いてある部分があると思いますが、そこを拡大したものを59ページに載せております。

58ページの真ん中に見える道路が県道〇〇線で、計18筆あります。

続きまして、議案は41ページの58番から60番、42ページの61番か

ら72番と43ページの73番から80番。航空写真は60ページになります。
左端に見えるのが〇〇で、その南東に21筆あります。

続きまして、議案は45ページから47ページの97番から121番。航空写真は61ページになります。60ページの左側を赤くなってる部分を拡大したものが61ページで、26筆あります。

続きまして、議案は43ページと44ページ、81番から96番。航空写真は62ページになります。

先ほどの航空写真60ページの南側で、15筆あります。

続きまして、議案は47ページ122番から126番。航空写真は63ページになります。

〇〇の南西の辺りになります。

続きまして、議案は47ページ127番。航空写真は64ページになります。
先ほどの航空写真の63ページの南側で、〇〇の〇〇を通過して左折した左側になります。

続きまして、議案は47ページ130番。航空写真は65ページになります。
〇〇の坂を上がりきった右側になります。

続きまして、議案は47ページの131と132番と48ページの133番、134番。航空写真は66ページになります。
右に見える県道沿いに〇〇がありますが、その付近に1筆と真ん中の1筆は〇〇〇〇さんの自宅の後の辺りになります。

以上で説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号10、議案第7号「令和3年高鍋町農作業料金（参考）の承認について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

67ページを御覧ください。議案第7号「令和3年高鍋町農作業料金（参考）の承認について」です。

この件につきましては、農地法52条に基づき情報提供を行うものです。本案は、1月15日の西都・児湯管内農業委員会事務局長会議で協議された結果を基に作成いたしております。

この料金は、あくまでも参考であり、圃場の状況等により、当事者間の話し合いで決定すること、時間賃金は最低賃金法に基づく金額であることが分かるように表示いたしまして公表することといたしております。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

はい。1番。

[1番]

これコンバイン刈取は反当りってことですか。一反当り〇〇〇〇。

[事務局]

はい。一反当り。

[1番]

一反当り。

[事務局]

はい。

[1番]

分かりました。

[議長]

そのほか何かございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することと決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和3年第1回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

どうも御苦勞様でした。

(閉会 15時05分)